



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 37(4), 155-157
Issue Date	1987-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16531
Type	bulletin (other)
File Information	37(4)_p155-157.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

昭和六〇年二月二〇日(金)午後三時より

「変容する国際政治の中に生きる UNCITRAL

—— 国際取引法の delocalization に向けて ——」

報告者

曾野 和明氏

出席者

三五名

(北海道大学教授)

本報告は、国際取引法の統一と調和を使命とする国連国際商引法委員会(UNCITRAL)事務局の長として過去五年間出向していた報告者が、同委員会の設立の経緯とこれ迄の活動を振り返りながら、国際環境の変化にもなつて、委員会が、その作業方法及び内容を如何にして対応させつつ今日に到ったかを概観し、そこに立法による上からの統一のアプローチが止揚されつつある傾向が見られるとし、実務関係者の間での国際的共通理解の確立と実務レベルでの統一を援助する作業への傾斜傾向とその成功の中に、国家権を離れた世界的次元に於いて、国境

を知らない取引に対応した delocalize された法が形成されようとする原勢力を見出し得るとするものである。

米国が国際的私法統一運動へのモンロー主義を捨て、他方で東西貿易進展の気運が盛り上がりつつあった一九六六年に設立された委員会は、米ソ協議の下、AAとの静かな提携をも発展させながら、途上国の台頭による新秩序をめぐつての混乱の一九七〇年代にも、非政治的雰囲気を持して具体的成果を上げ、着実にその作業を継続した。この間の作業は、国際売買、海上運送等の分野での条約形式による法的ルール作成への専念であったが、これらの伝統的な法分野での作業が一巡したとき、政治的スローガンを排した現実的路線へと変わりつつあった国際社会では、新国際経済秩序論争への UNCITRAL 流のプラグマティックなアプローチを含む堅実な路線への評価が確立し、国際立法に於ける中核機関として、関係国際機関の作業の調整機能への期待が高まっていた。このようなとき、委員会は、一九七六年に作成した国際取引界で使用され得るモデルとしての UNCITRAL 仲裁規則が、実務界に急速に浸透しているのを眺め、立法による上からの押しつけによらない実務の統一と調和にも自信をつけていた。そして、ヨーロッパ中心の国際社会が終了し、途上国を含む拡大された世界に於いて、国際社会に於

ける新たな一般原則が固まるまでは、その存在を前提とした秩序維持方式である条約等の作成が困難となりつつある現状をも、委員会は眺めていたのである。

そこで一九八〇年代以降は、工業化契約、コンピュータ取引の発展にともなう新たな法的問題の処理等の新分野に於いて、実務界での共通理解の確立と調和のとれた対応を促進することに重点を置き、他方では、主導権を握った国際商事仲裁分野で UNCITRAL モデル仲裁法を誕生させて、国家機関の関与を排した仲裁の振興にも力を入れている。特に、同モデル法二六条は、準拠法の指定の際、当事者が、何れの国の法でもないルール、例えば未発効の条約を指定することを認めるとの画期的な規定を設けているが、これはまさしく *delocalize* された次元に於ける取引関係の法の存在を認めようとするものであり、国際組織のこの委員会が、従来国際商業会議所等の私的機関が行つて来た実務統一とその調和に力点を移し始めている事実とともに、新たな方法での、国際秩序形成維持が模索されつつあることを示している。これは、国境を知らない取引に対応して *ne lex mercatoria* の斬進的成立を追求するというきわめて論理的な方向でもある。

○昭和六一年六月六日（金）

午後一時半—五時

「会社の倒産処理と取締役の責任—債権者救済構造の分析—」

報告者 佐藤鉄男氏（北海道大学助教授）

商法二六六条の三は、その第一項で会社の取締役が職務を行なうにつき悪意または重過失があつたときには、その取締役は第三者すなわち会社債権者等に対しても損害賠償の責めに任ずると規定しているが、この規定については、一般の不法行為責任との関係、責任の範囲などについて判例・学説上種々の議論がなされている。

報告者は、従来の研究を踏まえた上で、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ等欧米諸国の法制度を詳細かつ包括的に検討した結果、諸外国の法制では、取締役の会社債権者に対する責任は、多かれ少なかれ、会社の無資力⇨倒産を契機として問題とされ、しかもそのような責任追及を倒産手続上の特別の制度として用意するか、少なくとも責任追及できる権利につき倒産手続との関係での規制が条文上または解釈・運用上工夫されているとする。これに対して、我が国の商法二六六条の三は債権者個々人に取締役責任追及訴訟提起のための訴権を認めたま

のであるが、報告者は、それを無制約に認める訳にはいかないとして以下のように説いた。まず、物的会社にあつては、会社倒産により会社債権者が会社財産から満足をうけないときにのみ、会社債権者に取締役の責任を追及する必要性と正当性を認めることができるのであるから、会社の無資力倒産が要件として解釈上付加されるべきである。つぎに、責任を追及される取締役はその行為により会社に対しても損害を与えていることが多く、その場合、会社が取締役に対しても損害賠償請求権ひいて取締役の財産は、会社倒産の場合には全会社債権者の満足のための原資になるべき関係にある。商法二六六条の三による一部の会社債権者の責任追及の訴訟がそれと対立することになつては、会社債権者間の公平ははかれない。そこで、商法二六六条の三にもとづく会社債権者の取締役責任追及訴訟を株主の代表訴訟と類似の訴訟を構成し、原告適格の点では当該の債権者が全会社債権者を正当に代表しているか否かをチェックするなどし、責任追及の成果も原則として債権者全体に均霑させる方向で問題を処理すべきである。また裁判上の倒産手続が開始され管財人等による取締役に対する責任追及の手続が始まれば、既存の商法二六六条の三にもとづく責任追及訴訟は中断・受継などの技法により前者に吸収させるべきである。

以上の報告をもとに、近時の商法改正との関係、民法上の債権者代位権との関係なども含めて報告者と出席会員との間で活発な質疑応答がなされた。

(文責 高見)